

〈2〉 中国による対外投資規定の制定について

- 対外投資に伴う輸出入・技術提供等に対する対外取引関連法規の遵守
- 国内投資家の対外投資活動の監督強化、投資先拠点での権益等の保護
- 他国や外国企業等による差別的な措置に対する報復措置
中国関連輸出入活動の禁止、中国への投資・入国禁止等
経営等に関与する第三国の企業等も報復措置の適用対象に
- 個人投資家等の海外金融市場への株式投資も本規定の対象に

CISTEC 事務局

2026 年 6 月 1 日、中国国務院は、対外投資に関する規定を発表¹した（2026 年 7 月 1 日施行）。本規定は、対外関係法及び対外貿易法等に基づき、対外投資の質の高い発展の促進や対外投資管理の効果的な実施、投資家及びその対外投資の合法的な権益の保護等を目的として制定する（第 1 条）としている。

1. はじめに

本規定は対外投資に関するルールを包括的に定める法規として、中国国内の投資家（企業、組織及び居住者）が行う対外投資（第 2 条）について、総体国家安全観を貫徹し、発展と安全を統括し（第 3 条）、投資家は対外投資及びその関連活動を行うに際し中国の国家安全を脅かし、国家利益及び社会の公共利益を損なってはならないこと（第 5 条）、国の義務、コンサルティングや法律サービスを行う専門機関、金融機関や業界団体等の義務、対外投資に伴う貨物や技術・サービスの移転、データの移転、出入国、資金の送金等に関する輸出管理、技術移転等の関連行政法規の遵守等（第 6 条以降）、全 34 条で構成されている。

2. 対外投資に関する中国の最近の動向

最近の中国の対外投資関連の動向において、蘭によるネクスぺリア（蘭半導体メーカー）接収²や、米国 Meta による中国 AI 企業 Manus の買収の件は記憶に新しい。また、違法な越境証券取引における資本流出等の取り

¹ 国務院の対外投資に関する規定（中華人民共和国中央人民政府サイト）[別添 1](https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm) ※ CISTEC 仮訳
https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm

² CISTEC 解説（蘭によるネクスぺリアの接収、中国による輸出禁止通知）
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260318.pdf#page=13

締まりの動きもある（詳細は後述）。

①米国 Meta による中国 AI 企業 Manus の買収事案

昨年 12 月に米国 Meta が買収を発表し、本年 1 月、中国当局は会見において本買収について、「企業が対外投資、技術輸出、データ国外移転、越境 M&A などの活動を行う際は、中国の法律・法規に準拠し、法定の手続きを履行する必要がある」として、商務部は関係部門と連携し、本件の買収が輸出管理、技術の輸出入、対外投資などの関連法規に適合しているかについて、評価・調査を行う予定と回答³していた。その後、本年 4 月 27 日、国家発展改革委員会は、「外商投資安全審査業務メカニズム弁公室（国家発展改革委員会）外資による Manus 買収プロジェクトに対する安全審査の決定⁴」において、法令に基づき投資禁止の決定を下し、当事者に対し当該買収取引を取り下げるよう求めた。

本事案においては、Manus が事業をシンガポールに移転し、米国の中国 AI 企業に対する投資規制と、中国国内 AI 企業の知的財産等の海外移転を制限する中国の規制との双方を回避できるようになった点（シンガポール・ウォッシング）について、4 月 28 日、環球時報は社説⁵において、「Manus は既に「シンガポール企業」となっていたが、中国側に介入する権限があるかどうかの核心は、同社の現在の登録地や運営チームの所在地にあるのではなく、その技術、人材、データと中国との関連性、及び取引が中国の産業安全保障と発展上の利益を害する可能性があるかどうかにある。Manus の初期研究開発は中国で行われ、中核となるデータは中国から取得された。これらの重要な特徴により、同社の要員、技術、データの流動は必然的に中国の利益と関連することになる。外商投資安全審査弁法、中国輸出禁止・制限技術目録及び新たに改正された中華人民共和國対外貿易法に基づき、この種の技術の輸出、国境を越えた移転、および関連する投資活動は、法に基づき安全審査・評価を受け、許可を得るまで行わなければならない。」として、対外投資に伴う技術の移転に係る関連法規の遵守を本買収に対する管轄権の行使の法的根拠としている。

さらに、3 月には Manus の CEO に対し中国からの出国禁止を講じている⁶。このように AI を国家戦略⁷と位置付けている中国において、Manus の事案は技術と人材の双方において、その流出を防止しようとする象徴的な出来事である。

今般、発表された本規定において、ネクスペリアや Manus の事案を受けて、これらを牽制する措置であると思われるものは以下の通りである。

●対外投資における、技術者の越境派遣、人員を集めての国外勤務等を通しての輸出や技術データ等の移転の禁止や制限（第 13 条）

●輸出や技術データ等の移転や出入国管理等に関する関連法規の遵守（第 14 条）

³ 商務部が定例記者会見を開催（中華人民共和國商務部サイト 2026 年 1 月 8 日）

<https://www.mofcom.gov.cn/xwfbzt/2026/swbzkjxxwfbh2026n1y8r/index.html>

⁴ 外商投資安全審査業務メカニズム弁公室（国家発展改革委員会）外資による Manus 買収プロジェクトに対する安全審査の決定（中華人民共和國国家発展改革委員会サイト 2026 年 4 月 27 日）

<https://zfxgk.ndrc.gov.cn/web/iteminfo.jsp?id=20623>

中国、メタの AI 企業 Manus 買収の撤回命令 安保審査で「外国投資禁止」（ロイター 2026.4.27）

<https://jp.reuters.com/markets/japan/UG2NGA26BNJSOEPUYD2B2UAY-2026-04-27/>

⁵ 環球時報の社説：中国による Manus 買収案件の差し止めをどう見るか？（人民網 2026.4.28）<http://opinion.people.com.cn/BIG5/n1/2026/0428/c462004-40709938.html>

⁶ 米メタ買収のマスス、中国が創業者を出国禁止 規制審査で＝FT（ロイター 2026.3.25）

<https://jp.reuters.com/markets/global-markets/HZPNBHXKVN6LHLHPTRC3ISZYA-2026-03-25/>

⁷ 本年 3 月の全人代に提出された政府活動報告において AI＋行動により産業応用が急速に進展、AI 等の技術分野を「新たな質の生産力」と位置付け。

中国、技術的自立の加速表明 AI・半導体産業の育成強化へ（ロイター 2026.3.5）

<https://jp.reuters.com/markets/japan/T76V6EFZYJZJALGPQKDECMCCBQI-2026-03-05/>

2026 年政府活動報告（全文）（新華網 2026.3.13）

<https://jp.news.cn/20260313/60bf16f023d944b8bddf3d58fba25e9/c.html>

- 国家における対外投資の安全審査制度による国家安全の影響の審査（第 15 条）
- 国家による対外投資政策の調整や関連貨物・技術の輸出入等の禁止等の措置（第 23 条）
- 他国等による投資・経営等において中国への差別的な措置に対する報復措置（第 24 条）
- 外国の組織又は個人による中国企業等との正常な取引の中断、投資者や対外投資への差別的な措置に対し、関連する輸出入活動の禁止等、中国への投資の禁止等の報復措置（当該組織等が実質支配し、又は設立運営に關与する組織にも適用可）（第 25 条）
- 国家が禁止する対外投資活動の停止、株式や資産の処分命令・違法所得の没収（第 27 条）

【留意点】

第 25 条においては、外国の組織や個人が、中国の企業やその他の組織、個人との取引を中断した場合や、中国からの対外投資に対して差別的な措置を講じた場合に、関連する輸出入活動の禁止・制限、中国への投資の禁止・制限等を講じることができるとされている。

この点、日本企業も例外ではなく、自国や諸外国の法令等を遵守したことで、こうした措置が講じられる可能性も考えられる。また、その適用範囲は、当該組織等が実質的に支配し、又は設立、運営に關与する組織にも適用される場合もあり、自国や外国の投資先の企業、子会社等にも影響する可能性も考えられる。

【本規定の注目すべきポイント（規定要約）】

【技術者の越境派遣、人員を集めての国外勤務等を通しての輸出や技術データ等の移転の禁止や制限】

- ・投資者が対外投資活動における、技術者を越境派遣、人員を集めての国外勤務、技術指導の越境提供等を通して輸出や技術データ等の移転の禁止や制限（第 13 条）
- ・対外投資が関わる資金・為替、貨物と技術の輸出入、越境サービス貿易、越境データフロー、人員の出入国の管理および経営者の集中審査、輸出管理、サイバーセキュリティの監督管理、税収徴収管理、国有資産の監督管理等は、関連する法律、行政法規および国の関連規定の遵守（第 14 条）

【国による投資政策の調整措置等】

- ・投資者が投資先国において貿易に関連する投資障壁や経営上の障害に遭遇した場合、国務院等は調査を実施し、当該国に対する投資政策の調整や関連する貨物・技術の輸出入の禁止・制限、サービス貿易等の措置を講じることができる（第 23 条）

【投資、経営等への差別的な措置に対する反外国制裁法等に基づく報復措置】

- ・いかなる国や国際機関も投資、経営等の面において中国に対して差別的な禁止・制限等の措置を講じた場合、中国政府等は相応の措置を講じ、投資者及びその対外投資の安全等を保護し、脅威や侵害を受けないよう保護することができる。

国務院は、反外国制裁法及びその実施規定等に基づき、差別的な禁止・制限等の措置の策定、決定、実施に直接又は間接的に關与した組織・個人を報復措置リストに追加し、相応の措置を講じることができる。（第 24 条）

- ・外国の組織又は個人が、正常な市場取引の原則に違反して、中国企業等との正常な取引を中断し、又は投資者及びその対外投資に対して差別的措置を講じ、投資者等の正当な權益を不当に剥奪等した場合、国務院は当該組織又は個人による中国に関連する輸出入活動の禁止等、中国国内への投資の禁止等の措置を講じることができる（当該措置は外国の組織等が実質的に支配し、又はその設立や運営に關与する組織にも適用）することができる（第 25 条）

【投資活動の停止命令等・罰則】

- ・投資者は国家が禁止する対外投資を行った場合の当該投資活動の停止、期限付きの株式・資産の処分命令、違法所得の没収。これに従わない場合、投資額の5%以上10%以下の罰金を科す等（第27条）
- ・処罰決定日から起算して、1年以上3年以下の期間、当該者が対外投資活動に従事することを禁止することができる（第27条）

②違法な海外証券取引や投資利益に対する税収確保の取締りの強化

中国当局において、違法な海外証券取引の取り締まりとして、中国証券監督管理委員会は5月22日、オンライン証券会社の老虎証券、富途証券、長橋証券の証券3社に対し、中国国内での無許可営業を理由に調査を行い、違法所得の全額を没収し、法に基づき厳正に処罰することを決定⁸したとしている。これと並行して、同委員会、工業情報化部等の計8部門は「違法な越境証券・先物・投資信託業務に対する総合的整備実施方案」を共同で発表⁹している。2年間にわたる集中的な取り締まりを経て、海外証券・先物・投資信託運営機関による違法な越境営業活動を全面的に排除し、段階的に国内の違法な既存投資家口座及び資産規模を縮小させ、「違法行為の断固たる排除と既存案件の着実な整理」という取り締まり目標を実現するとしている。

報道¹⁰によれば、中国では、昨年、1兆400億米ドル（2006年の統計開始以降最大）の未承認資金が国外に流出したことを受け、資本流出の監視を強化し、大規模な取締りが行われている。中国の投資家が海外投資を行うには、厳格な政府監督下にある特別な制度を利用する必要があるが、認可外のルートを利用した海外取引は実際には広く行われており、前述の証券3社など、今回の大規模な取締りの対象となっているとのことである。また、中国の税務当局が富裕層に対し海外株取引による利益の税収を確保する取締りも強化している。

こうした動きも、今般、発表された本規定において、意識されていると思われるものとして、

- 投資者には、中国国内の企業、その他の組織および居住者個人¹¹が含まれる（第2条）
- 国家が禁止する対外投資活動の停止、株式や資産の処分命令・違法所得の没収（第27条）
- 投資者が自己資金や調達資金等を用いた中国国外の金融市場への投資等は本規定による（第33条）
- 中国国内の居住者個人等の対外投資の具体的な管理方法は、國務院の投資主管部門、商務主管部門が策定（第33条）がある。

従来の対外投資管理制度¹²は、中国国内の企業が行う海外投資（例えば、海外企業の所有権・経営管理権等の取得、海外企業の設立等）を対象としており、「個人」は対象としていない。今般の対外投資規定では、前述のような背景からも、その投資者の概念を拡大し、管理を強化する狙いがあると思われる。報道¹³によれば、個

⁸ 証券監督管理委員会、老虎等の機関による違法な越境営業案件を厳正に調査・処分（中国証券監督管理委員会サイト）<https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7634330/content.shtml>

中国、違法な越境証券取引を取り締まり 資本流出を一段と監視（ロイター2026.5.22）

<https://jp.reuters.com/markets/japan/7LVKEOUVQ5OWJK64HRJDZWO07M-2026-05-22/>

⁹ 違法な越境証券・先物・投資信託業務に対する総合的整備実施方案（中国証券監督管理委員会サイト 2026.5.22）<https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7634326/content.shtml>

¹⁰ 中国が海外株投資を突然締め付け、その理由はなぜなのか（ブルームバーグ 2026.5.26）

<https://www.bloomberg.com/jp/news/articles/2026-05-26/TFMJ2BT96OSJ00#gsc.tab=0>

中国マネーの海外取引に急ブレーキ、政府が数十年ぶり大幅課税強化（ブルームバーグ 2026.5.29）

<https://www.bloomberg.com/jp/news/articles/2026-05-29/TFRSJ5KJH6V400#gsc.tab=0>

¹¹ 「居住者個人」について、《中華人民共和国個人所得税法》（2018年8月31日第七次修正）第一条に「中国国内に住所をもつ、または住所を持たないが一納税年度内において中国国内に累計で満183日居住する個人を、居住者個人とする」とある。参考「中华人民共和国個人所得税法」（国家税務総局北京市政務局サイト 2020年10月29日）<http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/c104271/c104280/c104289/sbf01g/202010/121a2f9acc46482883d039c69b156509.shtml>

¹² 企業の海外投資に関する管理方法（中華人民共和国中央人民政府サイト）

https://www.gov.cn/zhengce/2021-12/01/content_5713252.htm

¹³ 中国、対外投資の締め付け強化—個人を初めて明示的に規制（2026.6.3）

<https://www.bloomberg.com/jp/news/articles/2026-06-03/TG19YEKJH6V800#gsc.tab=0>

人投資家がオフショア法人（タックスヘイブン）の設立を通して、外国企業の買収や不動産投資等により、中国国外に資本を移してきた仕組みは今後より厳格な監視の対象となる公算が大きいとし、国際金融協会（IIF）は「本土外の新規株式公開（IPO）で調達された資金は必ずしも本土に還流せず、オフショアにとどまるため、本土外で巨大な資本ループが形成されている」として個人を規制対象とすることで、中国はこの状況をより適切に管理したい考えだとしている。

また、第 33 条において、国外金融市場への投資も本規定を適用することで、前述のような無許可の証券会社の利用等を通じた海外証券取引の防止や、税収の確保を強化したいという可能性もある。

【留意点】

「投資者」に「居住者個人」は、中国の所得税法において、「中国に住所を持たないが一納税年度内において中国国内に累計で満 183 日居住する個人」も「居住者個人」としている。

このため、中国に支社や子会社をもつ日本企業においても「居住者個人」に該当する可能性も考えられ、一般の対外投資規定の適用対象となる可能性もある。

【本規定の注目すべきポイント（規定要約）】

【対外投資関連の定義・居住者個人も対象】

- ・中国国内の投資者の対外投資に本規定を適用。

対外投資とは即ち国外投資であり、投資者が資産、権益を投入する、または融資、担保を提供する等の方法によって、他の国家（地域）の企業、資産等の所有権、支配権、経営管理権およびその他の関連する権益を直接または間接的に取得する活動を指す。

投資者には、中国国内の企業、その他の組織および居住者個人が含まれる（第 2 条）

【税収徴収管理の法規遵守】

- ・対外投資に関わる資金・為替、貨物と技術の輸出入、越境サービス貿易、越境データフロー、人員の出入国の管理および経営者の集中審査、輸出管理、サイバーセキュリティの監督管理、税収徴収管理、国有資産の監督管理等は、関連する法律、行政法規および国の関連規定の遵守（第 14 条）

【投資活動の停止命令等・罰則】

- ・投資者は国家が禁止する対外投資を行った場合の当該投資活動の停止、期限付きの株式・資産の処分命令、違法所得の没収。これに従わない場合、投資額の 5%以上 10%以下の罰金を科す等（第 27 条）
- ・投資者による国外投資の許可・届出手続を行わない場合等の、許可・届出機関の是正命令、違法所得の没収、投資額の 1%以上 5%以下の罰金に処す；拒否して是正しない場合、当該投資活動を停止、期限付きの株式・資産の処分命令、投資額の 5%以上 10%以下の罰金を科す（第 27 条）
- ・処罰決定日から起算して、1 年以上 3 年以下の期間、当該者が対外投資活動に従事することを禁止することができる（第 27 条）

【投資者の自己資金等を用いた国外の金融市場への投資】

- ・投資者が自己資金や調達資金等を用いて中国国外の金融市場に投資することや、対外投資により取得した資産、権益等の中国国外での再投資の管理は本規定及び国家のその他の関連規定による（第 33 条）
- ・中国国内の居住者個人等の対外投資の具体的な管理方法は、国務院の投資主管部門、商務主管部門が策定（第 33 条）

3. 中国当局の発表

今回の対外投資規定について、以下において当局が説明している。

◎李強首相が国務院令に署名《対外投資に関する国務院の規定》を公布（別添2）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/ldrhd/art/2026/art_cd10b42753a3450a9f87229807dcfc40.html

◎3部門の責任者が『対外投資に関する国務院の規定』について質疑応答（2026年6月1日）

https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202606/t20260601_535864.html

◎中国商務部が定例記者会見を開催（2026年6月4日）

<https://www.mofcom.gov.cn/xwfbzt/2026/swbzk1xxwfbh2026n6y4r/index.html>

4. おわりに

今般の対外投資規定は、前述のような情勢を踏まえ、中国国内の企業の権益の確保等を目的としているものであると思われる。他方で、前述のように第2条における「投資者」に含まれる「居住者個人」には日本企業も関係する可能性は否定できず、第33条において「居住者個人等の対外投資の具体的な管理方法」は今後策定されていくものと思われることから、今後の運用や動向を注視していく必要がある。

また、第25条においては、対外投資の法規という側面から、報復措置の対象行為として、中国からの対外投資に対して差別的な措置を講じた場合に、関連する輸出入活動の禁止・制限、中国への投資の禁止・制限等を講じることができるとされた。この点、日本企業も例外ではなく、自国や諸外国の法令等を遵守したことで、こうした措置が講じられる可能性も考えられる。また、その適用範囲は、当該組織等が実質的に支配し、又は設立、運営に関与する組織にも適用される場合もあり、自国や外国の投資先の企業、子会社等にも影響する可能性も考えられる。どのような行為が「差別的な措置」となるかは明らかではないが、過去に、米国企業が信頼できないエンティティリストに「差別的な措置を取っている」との理由で掲載された例もあり、今後の運用や動向を注視していく必要がある。

以上

国务院の對外投資に関する規定¹⁴

中華人民共和國国务院令

第 837 号

《国务院の對外投資に関する規定》は 2026 年 4 月 17 日の国务院第 83 回常務會議で可決され、今ここに公布し、2026 年 7 月 1 日より施行する。

總理 李強

2026 年 5 月 5 日

国务院の對外投資に関する規定

第一条 高水準な對外開放を推進し、對外投資の高品質な發展を促進し、對外投資管理を効果的に実施し、投資者とその對外投資の合法權益を保護し、国の主權、安全、發展の利益を守るため、《中華人民共和國對外關係法》、《中華人民共和國對外貿易法》等の法律に基づき、本規定を制定する。

第二条 中華人民共和國国内（以下、中国国内と略）の投資者の對外投資に、本規定を適用する。

本規定に言う對外投資とは即ち國外投資であり、投資者が資産、權益を投入する、または融資、担保を提供する等の方法によって、他の国家（地域）の企業、資産等の所有權、支配權、經營管理權およびその他の関連する權益を直接または間接的に取得する活動を指す。

本規定に言う投資者には、中国国内の企業、その他の組織および居住者個人¹⁵が含まれる。

第三条 對外投資業務は對外開放の基本国策を堅持し、総体国家安全觀を貫徹させ、發展と安全を統一的に計画し、国内・國際を統一的に計画し、對外投資の管理サービスシステムを整備し、對外投資の質と水準を向上させ、開放・協力、互惠・ウィンウィンを促進する。

第四条 国は高水準の經濟貿易ルールに積極的に対応し、“一帯一路”の質の高い共同建設を推進し、多國間・二國間の投資協力メカニズムの建設を推進し、國際投資ルールの策定に積極的に参加し、産業チェーン・サプライチェーンの國際協力を推し進め、一國主義や保護主義に反対し、開放型の世界經濟の建設を推し進める。

第五条 国は投資者が市場志向の原則に従って對外投資活動を行い、國際協力・競争に積極的に参加することを支援する。投資者は法に従って對外投資の自主權を有し、自身で意志決定を行い、自らリスクを負い、自ら損益の責任を負う。

投資者が對外投資およびその関連活動を行うには、法律法規および國際慣例を遵守し、現地の習俗と文化伝統を尊重し、商業道德を遵守し、誠実で信用を重んじ、公平に競争し、社会責任を履行し、国のイメージを守り、市場競争の秩序を害したり、生態環境を破壊したり、労働者の合法權益を損なったりしてはならず、中国の国家安全を脅かしたり、国の利益や社会公共の利益を損なったりしてはならない。

第六条 国は海外総合サービスシステムを整備し、貿易・投資の一体化を促進し、公共プラットフォームと

¹⁴ (訳者注)「国务院关于对外投资的规定」(中国政府網 2026 年 6 月 1 日) https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm

¹⁵ 「居住者個人」について、《中華人民共和國個人所得稅法》(2018 年 8 月 31 日第七次修正)第一条に「中国国内に住所をもつ、または住所を持たないが一納稅年度内において中国国内に累計で満 183 日居住する個人を、居住者個人とする」とある。参考「中華人民共和國個人所得稅法」(國家稅務總局北京市政務局サイト 2020 年 10 月 29 日) <http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/c104271/c104280/c104289/sbf01g/202010/121a2f9acc46482883d039c69b156509.shtml>

サービスを十全にし、外事、法律、財政・税務、金融、経済・貿易、物流、出入国、税関、貿易促進等分野におけるサービス資源を統一的に計画し、投資者にサービス保障を提供する。

省級以上の人民政府とその関係部門は公共サービス能力と水準を向上させ、投資者に法律法規、政策措置、投資指針、知的財産権、リスク防止・対応、権益保護等の方面における公共財とサービスを提供する。

第七条 コンサルティング・評価、法律サービス、会計監査、信用格付け、調停・仲裁、知的財産権等の専門サービス機関が海外サービスネットワークを拡大し、国際サービス能力と水準を向上させ、投資者とその対外投資に質の高い専門サービスを提供することを支援する。

関係専門サービス機関は誠実・信義、勤勉・責任、独立・客観の原則に従い、効果的なリスク管理と内部統制制度を構築し、相応の専門能力を備えた従業員を配置し、法に従って関連するサービス活動を行わなければならない。

第八条 銀行業金融機関は職能の位置づけに基づき、市場化、法治化、商業の持続可能性およびリスクの管理可能の原則に立脚して、業務範囲内で投資者の対外投資に融資等の金融サービスを提供しなければならない。政策保険機関が投資者の対外投資に海外投資保険等のサービスを提供することを奨励する。

第九条 関係業界団体・商会は法律・法規および定款に従って、業界の自律性を強化し、投資者とその対外投資に奉仕する能力と水準を向上させ、業界の要求を速やかに反映させなければならない。

業界団体・商会、貿易投資促進組織は定款に従って対外投資に関わる情報照会、市場開拓、経済貿易交流、権益保護、紛争処理等の方面のサービスを提供する。

第十条 国は対外投資管理システムを整備し、調整措置を十全にし、全プロセスの監督管理を種類別・等級別に実施し、リスクの予防・管理を強化し、対外投資の科学性、安全性を向上させ、投資の円滑化と効果的なリスク予防の結合を推進する。

第十一条 国務院の投資主管部門、商務主管部門は国務院の他の関係部門と共同で国民経済と社会発展の需要、関係国（地域）の投資環境の変化とリスク程度等に基づいて、対外投資政策を策定、調整および実施し、奨励、制限、禁止する対外投資を明確にし、対外投資の監督管理を強化し、投資者の規範化された投資経営行為を指導、監督する。

第十二条 投資者が対外活動を行う際、法に従って許可・届出、情報報告、越境資金の登記等の手続きを行う必要がある場合、国の関連規定に従って手続きを行い、ありのままに関係資料を提出し、関係主管部門の監督検査に協力しなければならない。

第十三条 投資者が対外投資活動を行う際、国が輸出を禁止する貨物、技術、サービスおよび関連データを輸出、使用してはならず、または許可を得ずに国が輸出を制限する貨物、技術、サービスおよび関連データを輸出、使用してはならない；技術者を越境派遣する、人員を集めて他の国（地域）で勤務させる、技術指導を越境提供する、人員を配置して越境研修を行う等の方式で他の国（地域）に国が輸出を禁止する貨物、技術、サービスおよび関連データを移転してはならず、または許可を得ずに他の国（地域）に国が輸出を制限する貨物、技術、サービスおよび関連データを移転してはならない。

第十四条 対外投資に関わる資金・為替、貨物と技術の輸出入、越境サービス貿易、越境データフロー、人員の出入国の管理および経営者の集中審査、輸出管理、サイバーセキュリティの監督管理、税収徴収管理、国有資産の監督管理等は、関連する法律、行政法規および国の関連規定に従って実施する。

第十五条 国は国外投資の安全審査制度を整備し、国務院の投資主管部門、商務主管部門が国務院の他の関係部門と共同で国家安全に影響するまたは影響する可能性のある国外投資および関連資産、権益等の譲渡、処分に対して安全審査を行う。関係する組織、個人は支援、協力を提供し、拒否、妨害してはならず、国外投資の安全審査の決定を遵守しなければならない。

第十六条 投資者およびその他の国（地域）で投資している企業はガバナンス構造を十全にし、コンプライアンス経営、内部統制、安全生産、突発事件処理等の制度を構築・整備し、リスクの識別と予防処置を強化し、必要な人員、資金、設備等の資源を投入し、その従業員と資産の安全を保障しなければならない。

第十七条 投資者は投資経営行為を規範に適合させ、他の投資者の商業的信用、商品の評判を損なったり、他者の商業秘密を侵害したり、正当な理由なく商品を低価格で不当廉売したり、賄賂や詐欺等の手段で不正な利益を貪ったり、対外投資市場の秩序を乱したりしてはならない。

第十八条 国務院の関係部門は対外投資の監視・早期警戒とリスク評価を強化し、関係する国（地域）の安全状況を適時に発表し、投資リスクについて注意喚起し、投資者が安全なリスク予防を行うよう指導・援助し、国の海外における利益および投資者の合法権益を守る。

第十九条 中華人民共和国は締結または参加している国際条約、協定に基づいて、または平等互恵の原則に従って、他の国（地域）、国際組織と法執行分野における協力と交流を行い、他の国（地域）の投資者とその投資する企業、プロジェクトに所属する従業員と資産等の安全および関係する組織、個人の正当な権益を保護する。

国は多国間・二国間の貿易・投資協定等の国際経済貿易協定を積極的に締結し、対外投資の保護水準を向上させ、投資の自由化・円滑化を促進する。

第二十条 国は法に従って他の国（地域）で投資する中国公民、組織およびその当該国（地域）で投資する企業、プロジェクトに所属する中国籍従業員に領事保護・支援を提供し、その正当な権益を守る。

投資対象国（地域）において戦争、武力衝突、暴動、重大な自然災害、重大な事故災害、重大な伝染病の流行、テロ攻撃等の重大な突発事件が発生し、当該国（地域）の投資者およびその投資する企業、プロジェクトに所属する中国籍従業員が人身・財産の安全が脅かされ支援を必要とする場合、在外公館は速やかに状況を確認し、関係国（地域）に有効な措置を講じて中国公民、組織の人身・財産の安全を保護するよう促し、関連する状況に基づいて支援を提供しなければならない；中国政府が相応の危険回避の措置を講じる場合、関係する組織、個人は協力しなければならない。

第二十一条 投資者が協議、調停、仲裁、訴訟等の様々な方式を通じて対外投資に関わる対立・紛争を解消し、自身の合法権益を守ることを奨励する。

第二十二条 中国国内の組織、個人が対外投資に関わる仲裁、訴訟に関与する、または国外の司法、法執行機関による関連調査を受け、国外に証拠または関連資料を提供する場合、国家秘密の保守、データセキュリティ、個人情報保護、技術の輸出管理、輸出規制、司法協力等の法律、行政法規および国の関連規定を遵守しなければならない。法に従って主管機関の許可を得なければならない場合、関連する法的手続きを履行しなければならない。

第二十三条 投資者が投資対象国（地域）で貿易に関わる投資障壁またはその他の投資経営における障害に直面した場合、国務院の商務主管部門は自らまたは国務院の他の関係部門と共同で調査を行うことができ、関係する組織、個人は支援、協力を提供しなければならない。調査結果に基づいて、国務院の関係部門は関係する国別の投資政策を調整する、関連する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易を禁止する等の措置を講じることができる。

第二十四条 いかなる国（地域）、国際組織も国際法および国際関係の基本原則に違反し、投資経営等の方面において中華人民共和国に対して差別的禁止、制限またはその他の類似した措置を講じたならば、中国政府とその関係部門は実際の状況に基づいて相応の措置を講じ、投資者とその対外投資の安全と正当な権益を保護し、国の海外における利益が脅威や侵害を受けないよう保護することができる。

国務院の関係部門は《中華人民共和国反外国制裁法》、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》等に従って、前項に定める差別的禁止、制限またはその他の類似した措置の策定、決定、実施に直接または間接的に関与する組織、個人を報復リストに加える、相応の措置を講じることを決定することができる。

第二十五条 外国の組織、個人が中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、正常な市場取引の原則に違反して中国の企業、その他の組織または個人との正常な取引を中断する、または投資者とその対外投資に対して差別的措置を講じ、投資者とその対外投資の正当な権益を不合理に剥奪するまたは制限した場合、国務院の関係部門はそれが我が国と関わる輸出入活動に従事することを禁止または制限する、その中国国内における投

資を禁止または制限する、中国国内の組織、個人がそれと関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止または制限する、関係者、製品、交通輸送手段等の入国を禁止または制限する、関係者の中国国内における就労、逗留または居留資格を取り消すまたは制限する等の措置を講じることができる。関連措置は外国の組織、個人が実質支配するまたは設立、運営に関与する組織に適用することができる。

第二十六条 公職者が対外投資管理サービスに関わる職責を履行する中で知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密、個人のプライバシーおよび個人情報等は法に従って秘密を守り、漏洩または違法に他人に提供してはならない。

第二十七条 投資者が国の禁止する対外投資に投資した場合、国務院の投資主管部門、商務主管部門は職責分担に従って当該投資活動を停止し、期限までに株式、資産を処分するよう命じ、違法所得を没収する；拒否して実行しない場合、投資額の5%以上10%以下の罰金に処す；直接責任を負う主管者とその他の直接責任者は5万人民元以上10万人民元以下の罰金に処す。

投資者が規定に従って国外投資の許可・届出手続を行わない、または虚偽資料の提出、真実の情報の隠匿等の方式で関係する許可・届出を申請した場合、許可・届出機関は是正するよう命じ、違法所得を没収し、投資額の1%以上5%以下の罰金に処す；拒否して是正しない場合、当該投資活動を停止し、期限までに株式、資産を処分するよう命じ、投資額の5%以上10%以下の罰金に処す；直接責任を負う主管者とその他の直接責任者は2万人民元以上5万人民元以下の罰金に処す。

投資者が賄賂、詐欺等の不正な手段で国外投資の許可・届出を取得した場合、その届出機関はその許可・届出文書を取り消し、違法所得を没収し、投資額の1%以上5%以下の罰金に処す；すでに投資していた場合、その投資活動を停止し、期限までに株式、資産を処分し、投資額の5%以上10%以下の罰金に処す；直接責任を負う主管者とその他の直接責任者は2万人民元以上5万人民元以下の罰金に処す。

前三項に定める処罰の決定の発効の日より、関係主管部門は3年間、違法行為者が提出する許可・届出の申請を受理しない、または1年以上3年以下の期限内において違法行為者が対外投資活動に従事することを禁止することができる。

第二十八条 本規定第十五条の規定に違反し、国外投資の安全審査を拒否して協力しない、虚偽資料を提出する、または関係情報を隠匿する、または国外投資安全審査の決定を遵守しない場合、国務院の関係部門は是正を命じ、違法所得を没収し、罰金に処す；国家安全を脅かした場合、必要な措置を講じて国家安全に対する影響を取り除くよう命じ、1年以上3年以下の期間、対外投資活動に従事するのを禁止することができる；すでに投資していた場合、その投資活動を停止し、期限までに株式、資産を処分するよう命じることができる。

第二十九条 投資者が本規定第十七条の規定に違反した場合、国務院の投資主管部門、商務主管部門は職責分担に従って期限までに是正するよう命じることができる；有害な結果をもたらした場合、1年以上3年以下の期間、対外投資活動に従事するのを禁止することができる。

第三十条 投資者が対外活動を行い、本規定に違反し、人身損害、財産損失をもたらした場合、法に従って民事責任を負う；治安違反行為を構成する場合、法に従って治安処罰を与える；犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

投資者が対外投資活動を行い、その他の法律、法規に違反した場合、権限を持つ機関が是正を命じ、法に従って処理する。

第三十一条 公職者が対外投資業務において職権を乱用し、職務をおろそかにし、私欲のために不正を働く、または知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密、個人のプライバシーおよび個人情報を漏洩する、違法に他人に提供した場合、法に従って処分する；犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第三十二条 投資者の香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区における投資の管理については、本規定を参照して執行する；法律、行政法規または国務院に別段の規定がある場合、その規定に従う。

第三十三条 投資者が自己資金、調達資金およびその他の受託資金を用いた中国国外の金融市場における投資の管理については、本規定および国のその他の関連規定に従って執行する。

投資者が対外投資で取得した資産、権益等を用いた中国国外における再投資の管理については、本規定および国のその他の関連規定に従って執行する。

中国国内の居住者個人等の対外投資の具体的な管理方法は、国务院の投資主管部門、商務主管部門が策定する。

第三十四条 本規定は 2026 年 7 月 1 日より施行する。

李強首相が国務院令に署名《对外投资に関する国務院の規定》を公布¹⁶：

新華社北京 6 月 1 日電 李強国務院総理は先日、国務院令に署名し、『对外投资に関する国務院の規定』（以下、『規定』という）を公布した。同規定は 2026 年 7 月 1 日から施行される。

『規定』は、高水準の対外開放を推進し、対外投資の質の高い発展を促進し、対外投資管理を効果的に実施し、投資者およびその対外投資の合法的權益を保護し、国家の主権、安全、発展上の利益を守ることを目的としている。『規定』は全 34 条からなり、主に以下の内容を規定している：

第一に、適用範囲を明確化する。対外投資とはすなわち海外投資を指し、中国国内の投資者が直接または間接的に他国（地域）の企業、資産等の関連權益を取得する活動に本規定が適用される。投資者の香港・マカオ・台湾への投資管理については、本規定を参照して実施する。

第二に、全体的な要件を明確化する。対外投資業務においては、総体国家安全観を貫徹し、対外投資管理サービス体系を整備し、対外投資の質と水準を向上させる。国際的な高水準の経済貿易ルールに積極的に適合し、「一帯一路」の質の高い共同建設を推進し、産業チェーン・サプライチェーンにおける国際協力を促進する。投資家が市場化の原則に基づき対外投資活動を行うことを支援する。

第三に、総合的なサービスを整備する。国は海外総合サービス体系を整備し、省級以上の人民政府およびその関連部門は公共サービスの能力と水準を向上させる。専門サービス機関による質の高い専門サービスの提供を支援する。業界団体・商工会議所、貿易投資促進機関は、定款に基づき、情報相談、權益保護などのサービスを提供する。

第四に、管理を効果的に実施する。調整措置を整備し、分類・段階別に全過程にわたる監督管理を実施し、リスク予防・管理を強化し、対外投資の科学性と安全性を高める。国務院の関連部門は、対外投資政策を策定・調整・実施し、投資者の投資・経営行為の規範化を指導・監督する。投資者は、国の関連規定に従い、認可・届出、情報報告、越境資金登録などの手続きを行うものとする。投資者の主体的責任を強化し、対外投資市場の秩序を乱してはならない。

第五に、対外投資の保護を強化する。国務院の関係部門は、モニタリング・早期警戒およびリスク評価を強化し、投資者が安全リスクの予防対策を適切に行えるよう指導・支援する。国際協力・交流を展開し、国際経済貿易協定の締結を積極的に進め、保護水準を向上させる。協議、調停、仲裁、訴訟など多様な手段を通じて投資紛争を解決することを奨励する。投資障壁調査制度などを確立し、投資者およびその対外投資の安全と正当な權益、ならびに国家の海外利益を確実に守る。

¹⁶ 李強首相が国務院令に署名《对外投资に関する国務院の規定》を公布（中華人民共和國商務部サイト）https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/ldrhd/art/2026/art_cd10b42753a3450a9f87229807dcfc40.html